

第1号様式

(表)

第	号						
		立	入	検	査	証	
						官	職
						氏	名
船舶安全法第十二条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。							
管海官庁		印					
		年	月	日	発行		
		年	月	日	限り有効		

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

船舶安全法抜粋

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

(第二項及び第三項略)

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

9センチメートル

6センチメートル